

『教育心理学年報』編集委員会規程

1987年 5月 30日制定

1999年 4月 1日改定

2008年 2月 11日改定

2011年 11月 20日改定

2013年 4月 1日法人化に伴い改定

2014年 10月 18日改定

2017年 2月 19日改定

第1条 本学会の機関誌『教育心理学年報』の編集を行うため、『教育心理学年報』編集委員会（以下、委員会とする）を設ける。

第2条 委員会は次の各号にあたる会員をもって構成する。

(1) 理事 2名

(2) 理事および編集委員からの推薦をもとに、理事会の議を経て理事長が委嘱した者

第3条 委員の任期は任期の始まる年の1月から3年後の3月までの3年3カ月とし、年度ごとに三分の一が交代するものとする。

第4条 委員は互選で正副委員長を選出する。

2. 正副委員長の任期は1年とする。

第5条 委員会は『教育心理学年報』の編集方針の検討、執筆者の選定、および論文の閲読等を行う。

第4条 委員は互選で正副委員長を選出する。

2. 正副委員長の任期は1年とする。

第5条 委員会は『教育心理学年報』の編集方針の検討、執筆者の選定、および論文の閲読等を行う。